

# 定 款

(平成27年 3 月改訂)

中道リース株式会社

# 中道リース株式会社 定款

## 第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は中道リース株式会社と称し、英文ではNakamichi Leasing Co.,Ltd.と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は下記の事業を営むことを目的とする。

- (1) 各種動産の賃貸借および売買
- (2) 医療機器の賃貸借および売買
- (3) 不動産の売買、賃貸借ならびに仲介斡旋
- (4) 不動産投資顧問業務
- (5) 不動産の管理
- (6) 土地活用に関する企画および立案
- (7) 商業施設の開発に関する企画および立案
- (8) 商業施設の運営
- (9) 商業施設の運営に関する業務代行サービス
- (10) 公共施設の整備に関する企画および立案
- (11) 会計業務受託
- (12) 信託受益権の保有、売買ならびに仲介
- (13) 各種車両および船舶の賃貸借ならびに売買
- (14) 中古各種動産の賃貸借および売買
- (15) 割賦販売および各種金融業務
- (16) 生命保険の募集に関する業務および損害保険代理業
- (17) ホテル・レストラン・飲食店の経営
- (18) 経営コンサルタント業務
- (19) 器具・備品・消耗品等の販売
- (20) 病院の建物、設備等の警備・保安・管理・清掃
- (21) 病院における給食および給食管理業務
- (22) 電力、ガス、石油等のエネルギーを使用する空調、給排水設備等に関しての効率化のための調査、研究、計測およびコンサルティング業務ならびに省エネルギーサービスの提供、当該設備の運営管理等の受託業務
- (23) 有料老人ホーム・介護施設・福祉施設の管理業務
- (24) 建築工事および営繕請負業務
- (25) 前記各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を札幌市中央区に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置くものとする。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、北海道新聞および日本経済新聞に掲載して行う。

## 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は 30,000,000 株とし、このうち 27,000,000 株は普通株式、3,000,000 株は A 種優先株式とする。なお、普通株式または優先株式につき消却があった場合でも、これに相当する株式数は減じない。

(自己株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の普通株式の単元株式数は、1,000株とし、A 種優先株式の単元株式数は1,000株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置くものとする。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。

## 第2章の2 優先株式

(優先配当金)

第 13 条 当会社は、第48条に定める剰余金の配当を行うときは、A種優先株式を有する株主(以下「A種優先株主」という。)またはA種優先株式の登録株式質権者(以下「A種優先登録質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録質権者」という。)

に先立ち、A種優先株式1株につき30円を当該事業年度における上限として、発行に際して取締役会で定める額の剰余金(以下「A種優先配当金」という。)を配当する。

- ② ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録質権者に対して支払う剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
- ③ ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録質権者に対しては、A種優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(剰余財産の分配)

第14条 当会社の剰余財産を分配するときは、普通株主または普通登録質権者に先立ち、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対し、A種優先株式1株につき1,000円を支払う。前記のほか、A種優先株主またはA種優先登録質権者に対しては剰余財産の分配は行なわない。

(金銭を対価とする取得請求権(償還請求権))

第15条 A種優先株主は、平成21年1月21日から平成32年12月31日までのうち、毎年5月1日から5月31日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までの期間(以下「期末償還請求期間」という。)または11月1日から11月30日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までの期間(以下「中間償還請求期間」といい、期末償還請求期間と中間償還請求期間を「償還請求期間」と総称する。)において、法令の範囲内で、A種優先株式の全部または一部につき、金銭を対価とする取得請求(以下「償還請求」という。)をすることができる。当社は、それぞれ、期末償還請求期間または中間償還請求期間満了の日から1ヶ月以内に、法令の定めに従い、株式の取得および対価である金銭の交付(以下「償還」という。)の手続を行うものとする。但し、各償還請求期間において法令の定める限度額を超えてその発行しているA種優先株式の株主からの償還請求があった場合、各A種優先株主が償還請求を行った株式数によるあん分比例

の方式により決定し(但し、各A種優先株主毎にあん分比例の方式による計算の結果生ずることとなる1株未満の端数については、切捨てた数とする。)、あん分比例の方式により決定できない残余分についてはそれぞれ期末償還請求期間または中間償還請求期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。また、取得の対価として当会社がA種優先株主またはA種優先登録質権者に交付する金銭の額は、1株につき1,000円とする。

(金銭を対価とする取得条項(強制償還))

第 16 条 当会社は、平成21年1月21日から平成32年12月31日までのうち、毎年6月1日から6月30日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)の期間(以下「期末強制償還期間」という。)内または12月1日から12月31日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)の期間(以下「中間強制償還期間」といい、期末強制償還期間と中間強制償還期間を「強制償還期間」と総称する。)内において、法令の範囲内で、A種優先株式の全部または一部を、金銭を対価として取得(以下「強制償還」という。)することができる。なお、一部のA種優先株式についてのみ強制償還をするときは各A種優先株主が有するA種優先株式の株式数によるあん分比例の方式により決定し(但し、各A種優先株主毎にあん分比例の方式による計算の結果生ずることとなる1株未満の端数については、切捨てた数とする。)、あん分比例の方式により決定できない残余分についてはそれぞれ期末強制償還期間または中間強制償還期間経過後において実施する抽選その他の方法により決定する。取得の対価として当会社がA種優先株主またはA種登録質権者に交付する金銭の額は1株につき1,000円とする。

(議 決 権)

第 17 条 A種優先株主は、当会社株主総会における議決権を有しない。

(株式の併合又は分割、募集割当てを受ける権利等)

第 18 条 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合または分割は行なわない。

② 当社は、A種優先株主に対し、募集割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。

(普通株式を対価とする取得請求権(転換予約権))

第 19 条 A種優先株主は、以下に定める転換(以下において定義される。)を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件で、当社に対し、当社の普通株式を対価として、その有するA種優先株式の取得(以下「転換」という。)を請求することができる(以下、普通株式を対価とする取得請求権を「転換予約権」という。)

(1) 転換を請求し得べき期間

平成26年1月21日から平成32年12月31日までのうち、毎年2月1日から4月30日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までおよび8月1日から10月31日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)まで(それぞれ、以下「転換請求期間」という。)

(2) 転換の条件

A種優先株式は、下記の転換の条件で当社の普通株式への転換を請求することができる。

イ. 当初転換価額

最初の転換請求期間の初日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)における時価とする。なお、上記「時価」とは、当該転換請求期間の初日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の証券会員制法人札幌証券取引所(以下「札幌証券取引所」という。)における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第3位まで算出し、その

小数第3位を切り上げる。

ロ. 転換価額の修正

転換価額は、最初の転換請求期間経過後の各転換請求期間において、A種優先株式の全部または一部について転換請求がなされる場合には、当該転換請求期間の初日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）における時価に修正されるものとし、転換価額は当該転換請求期間の初日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）以降次の転換請求期間の初日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）の前日までの間、当該修正後の価額に修正される。但し、算出された価額が当初転換価額の70%相当額（以下「下限転換価額」という。）を下回るときは、修正後転換価額は下限転換価額とする。また、算出された価額が当初転換価額の130%相当額（以下「上限転換価額」という。）を上回るときは、修正後の転換価額は上限転換価額とする。転換価額が転換請求期間の初日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）の前日までに、下記ハ.により調整された場合には、下限転換価額および上限転換価額についても同様の調整を行うものとする。

上記「時価」とは、当該転換請求期間の初日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の札幌証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。但し、当会社の普通株式が転換請求期間の初日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）に先立って札幌証券取引所において上場廃止された場合には、当会社の普通株式の上場廃止の日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の札幌証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とし、その計算は円位未満小数第3位まで

算出し、その小数第3位を切り上げる。

#### ハ. 転換価額の調整

A. A種優先株式の発行後、次の①ないし③のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

- ① 転換価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る払込金額または処分価額をもって、普通株式を発行または当会社が有する普通株式（以下「自己株式」という。）を処分する場合（但し、株式分割、転換予約権付株式の転換または新株予約権の行使による場合を除く。）、調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。なお、自己株式の処分の場合には、転換価額調整式における「新規発行普通株式数」は「処分自己株式数」、「1株当たり払込金額」は「1株当たり処分価額」とそれぞれ読替える。
- ② 株式分割により普通株式を発行する場合、調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日がある場合はその翌日以降、株式分割のための株主割当日がない場合は、当会社の取締役会において株式分割の効力発生日と定めた日の翌日以降、これを適用する。
- ③ 転換価額調整式に使用する1株当たり時価を下回る価額をもって普通株式の新株予約権または普通株式への転換予約権を行使できる有価証券を発行または処分する場合、調整後の転換価額は、当該新株予約権または転換予約権を行使できる有価証券の発行日もしくは処分の日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行または処分された新株予約権または有価証券上の転

換予約権が全額行使されたものとみなし、その発行日もしくは処分  
の日の翌日以降またはその割当日の翌日以降これを適用する。

B. 上記A. ①ないし③に掲げる場合のほか、合併または普通株式の  
併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、当社の取締  
役会が適当と判断する転換価額に調整される。

C. 転換価額調整式に使用する1株当たり時価は、調整後転換価額を  
適用する日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）に先立つ45  
取引日目に始まる30取引日の札幌証券取引所における当社の普通  
株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値  
のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第3位まで算  
出し、その小数第3位を切り上げる。

D. 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を  
適用する日（当該日が営業日でない場合には翌営業日）の前日にお  
いて有効な転換価額とする。また、転換価額調整式で使用する既発  
行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日（但し、株式分割  
を行うための当社の取締役会において株主割当日以外の日を株式  
分割の効力発生日と定めた場合は、その日）、また、株主割当日が  
ない場合は調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当  
会社の発行済普通株式数（当該新規発行分は含まれない。）とする。

E. 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出  
し、その小数第3位を切り上げる。

F. 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価  
額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わな  
い。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換  
価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代  
えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

## 二. 転換により発行すべき普通株式数

A種優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおり

とする。

転換により発行すべき普通株式数 =  $\frac{\text{A種優先株主が転換のために提出したA種優先株式の払込金額総額}}{\text{転換価額}}$

発行株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、当該端数につき金銭による精算は行わない。

(普通株式を対価とする取得条項(強制転換))

第 20 条 当社は、平成32年12月31日までに償還(本条において、償還請求に基づく償還および強制償還に基づく償還を含む。)されずかつ普通株式に転換されなかったA種優先株式を、その翌日(以下「A種優先株式強制転換基準日」という。)以降に開催される取締役会で定める日をもって、A種優先株式1株の払込金相当額をA種優先株式強制転換基準日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の札幌証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式を対価として、取得する(本条において、「強制転換」という。)。平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り上げる。但し、当該平均値が下限転換価額を下回るときは、A種優先株式1株の払込金相当額を下限転換価額で除して得られる数の普通株式を対価として交付する。また、当該平均値が上限転換価額を上回るときは、A種優先株式1株の払込金相当額を上限転換価額で除して得られる数の普通株式を対価として交付する。なお、転換価額がA種優先株式強制転換基準日(当該日が営業日でない場合には翌営業日)までに第19条に定める転換価額の調整により調整された場合には、下限転換価額および上限転換価額についても同様の調整を行うものとする。上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、これを切り捨て、当該端数につき金銭による精算は行わない。

### 第3章 株主総会

(招 集)

第 21 条 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合にそのつど招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 22 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者および議長)

第 23 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 24 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 25 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

- ② 株主または前項の代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(議 事 録)

第 26 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(種類株主総会)

第 27 条 第23条、第25条および第26条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

## 第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第 28 条 当社の取締役は、15名以内とする。

(選任方法)

第 29 条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第 30 条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 31 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を定め、取締役会長1名、取締役名誉会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 32 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

第 33 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役および監査役の全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法等)

第 34 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

- ② 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 35 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規程)

第 36 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 37 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

## 第 5 章 監査役および監査役会

(員数)

第 38 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。

(選任方法)

第 39 条 監査役は、株主総会において選任する。

- ② 監査役の選任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

第 40 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。

(常勤の監査役)

第 41 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 42 条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役全員の同意あるときは、招集の手続きを経ないで、監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 43 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役会の議事録)

第 44 条 監査役会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名を行う。

(監査役会規程)

第 45 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報 酬 等)

第 46 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第 47 条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

第 48 条 剰余金の配当は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、または登録株式質権者に支払う。

(配当金の除斥期間)

第 49 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

